番号	出当課	名称	交付先	補助目的	補助期間区分	問心在由	補助目的	補助内容	補助	]金額(千	·円)	見直し基	準該当項目	新年度 要求額
<b>台</b> 7	担目味	石柳	文刊元	区分	区分	用如平及		補助內容	H25	H26	H27		説明	(千円)
1	教委•総務 課	私学振興補助 金	学校法人 倉 田学園	イ 市民等が主 体的自立的に 行うものであっ て行政がその 支援を行うもの	ウ 中長 期的なも の	H17	図書備品の購入によ る施設の充実を図 る。	学校教育法に基づく 中高一貫の普通科 教育を行う。	250	250	250		オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助事業 等交付事業	230
2	教委·総務 課	私学振興補助 金	学校法人 藤 井学園	イ 市民等が主 体的自立的に 行うものであっ て行政がその 支援を行うもの	ウ 中長 期的なも の	H17	機器備品の購入による施設の充実を図る。	学校教育法に基づく 中高一貫の普通科 教育および商業科、 家政科の専門教育 を行う。	250	250	250		オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助事業	230
3	教委·総務 課	勤労青年教育 振興補助金	丸亀高校定通 教育振興会 (定時制)	イ 市民等が主 体的自立的に 行うものであっ て行政がその 支援を行うもの	ウ 中長 期的なも の		定通制教育の普及・ 充実、生徒の教育活 動の振興及び福祉増 進を図る。	定通制教育の普及・ 充実、生徒の教育活 動の振興及び福祉 増進	80	80	60		オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助事業	60
4	教委•総務 課	勤労青年教育 振興補助金	丸亀高校定通 教育振興会 (通信制)	イ 市民等が主 体的自立的に 行うものであっ て行政がその 支援を行うもの	ウ 中長 期的なも の		定通制教育の普及・ 充実、生徒の教育活 動の振興及び福祉増 進を図る。	定通制教育の普及・ 充実、生徒の教育活 動の振興及び福祉 増進	80	80	60		オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	60

番号	引 担当課	名称	交付先	補助目的	補助期間区分	問始任由	補助目的	補助内容	補助	b金額(千	円)	見直し基	準該当項目	新年度 要求額
<b>TET</b> 4	5 担当休	石柳	又刊几	区分	区分	洲如干皮	<b>₩ ₽</b> J □ ₽ 3	州切り谷	H25	H26	H27		説明	(千円)
5	教委·総務 課	まち並保存事 業費(公共事 業)笠島伝統 的建造物群保 存修理事業補 助金	伝建地区内の 家屋の所有者 で、修理修景 を行おうとする もの	ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ウ 中長 期的なも の	S60	されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費の一部を補助するもの。	保存地区内の建造物等で伝統的保存地区内の建造みの景観を保存的の景観を保補助するため、国庫補理を行うものになったでするもの。を行うもの主屋物の主屋をのエ事費 補助産額800万円等	7,881	12,647	5,756	(1)継続 するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	5,000
6	教委·総務 課	まち並保存事 業費(単独事 業)修理修景 事業監理費補 助金	伝建地区内の 家屋の所有者 で、修理修景 を行おうとする もの	ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ウ 中長 期的なも の	S60	されている笠島地区 の伝統的な町並みを 後世に永く伝えていく ため、地区内で修理 や修景を実施する事	物等で伝統的町並 みの景観を保存す るため、修理・修景 等を行うもののうち 国庫補助の対象に ならない事業に対し				(1)継続 するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	50
7	教委·総務 課	まち並保存事 業費(単独事 業)修理修景 工事費補助金	伝建地区内の 家屋の所有者 で、修理修景 を行おうとする もの	ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ウ 中長 期的なも の	S60	や設計管理費の一部を補助するもの。	交付するもの。 建物の主屋等の工 事費 補助率10分の 9以内 限度額800 万円等	1,001	1,151	1,300	(1)継続 するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	1,900
8	教委·総務 課	まち並保存事 業費(単独事 業)修理修景 事業設計費補 助金	伝建地区内の 家屋の所有者 で、修理修景 を行おうとする もの	ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ウ 中長 期的なも の	S60						(1)継続 するもの	ア 法令等に より補助する ことが義務付 けられている 事業等	50

番号	担当課	名称	交付先	補助目的	補助期間	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)		円)	見直し基	準該当項目	新年度 要求額
田つ	正二味	<b>ጎ</b> ጋ የጥ	又可见	区分	区分				H25	H26	H27		説明	(千円)
9	教委·総務 課	文化財保護協 会補助金	丸亀市文化財 保護協会	行うものであっ	ウ 中長 期的なも の	H17	ことを目的として活動 している丸亀市文化 財保護協会の活動を 支援し、市民の文化 財保護に対する意識	文化財のとすると問題とのは、大学のとのでは、大学のとのでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	400	400	400	(1)継続	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助事業 等交付事業	400
10		坂本念仏踊保 存会補助金	飯山町坂本念 仏踊保存会	行うものであっ	ウ 中長 期的なも の	H17		化財の保存・継承活動に対し、適切な保	180	180	180	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	180
11		岡田おどり保 存会補助金	岡田おどり保 存会	行うものであっ	ウ 中長 期的なも の		と活用を図るため。	市指定無形民俗文化財の適正な保存管理と活用、後継者育成等の事業の推進を図るための経費に対し交付。丸亀市補助金等交付規則に基づき交付。	51	51	51	(1)継続	オ 市が施高 の効果を高 めることを目 的として実施 する補付事業	51

番号	引 担当課	名称	交付先	補助目的	補助期間	開始年度	補助目的	補助内容	補助	b金額(千	円)	見直し基	準該当項目	新年度 要求額
<b>H</b> '	기년 의 林	12 1小	又的几	区分	区分	刑妇干及	<b>₩₩₽</b> J □ ₽ 1	州切り台	H25	H26	H27		説明	(千円)
12	教安   総務	中津万象園保	勝会	行うものであっ	ウ 中 長 の		築造された大名庭園 である市指定文化財 中津万象園の保存及 び中津万象園・丸亀 美術館の公開や当該 施設を活用した文化・ 芸術に関する事業を 行うことで、市民をは	庭園管理等に関する事業の推進に係る経費に対する補助金の交付。 丸亀市補助金等交付規則に基づき交	5,000	5,000	5,000	(1)継続	オ 市が施策 の効果をを めることで も も も も も も も も も も も も る も き る し て ま る る し て ま る で り る る し て ま り る も り る も り る も り る も り る も り ま き 。 き 。 き き き き き き き き き き き き き も き き も と も と	2,500

番号	担当課	名称	交付先	補助目的	補助期間区分	開始任度	補助目的	補助内容	補助	]金額(千	円)	見直し基	準該当項目	新年度 要求額
<b>TO</b>	担当味	石柳	又的几	区分	区分	册如干及	<b>™ 61 □ 13</b>	州切り谷	H25	H26	H27		説明	(千円)
13	<b>教安·秘伤</b>	市指定文化財 保存修理事業 補助金	市指定文化財 所有者		ウ 中長 期的なも の	Н19	市指定文化財を永く 適切に保存していくた めに、文化財の修理 や防災設備等の整備 に要する費用を補助 するものである。現状 では緊急に修理	で緊急に修理や整備が必要であるもの、また重要性の高いものに対し補助金を交付。丸亀市指定文化財保存対策事	0	0	5,855	(1)継続 するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	0
14	教委·総務 課	中津御茶所整備事業補助金			ウ 中長 期的なも の	H19	し整備を進めている。	業貨補助金父付要綱に基づき交付。 市指定有形文化財 建造物 補助率10分 の7以内 予算の範 囲内において交付。	700	9,575	0	(1)継続 するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	15,000
15		丸亀市立学校 長会運営事業 補助金	丸亀市立学校 長会	ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ウ 中長 期的なも の	H17	会研究、中学校部会 研究などを行うことで 円滑な学校経営を実 現し、市教育行政の	会費@4,000円×23 人と市補助金を合わせて運営。 小・中学校部会研究 費、消耗品費、国際 交流協会会費に使 用。	78	78	78	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助事業 等交付事業	78
16		丸亀市立小中 学校教頭会運 営事業補助金	丸亀市立小中 学校教頭会	ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ウ 中長 期的なも の		例の研修会や西部教育事務所管内の研修 会を行うことで円滑な	と市補助金を合わせ て運営。 研究会会場費、研修	103	103	103	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	103

番号	担当課	名称	交付先	補助目的	補助期間区分	問始任使	補助目的	補助内容	補助金額(千円)		円)	見直し基	準該当項目	新年度 要求額
<b>TH</b> 1	担当杯	12 1小	又的几	区分	区分	洲如牛皮	ניו בו נא דודי	州切り台	H25	H26	H27		説明	(千円)
17	学校教育課	丸亀市学校保 健会運営事業 補助金	丸亀市学校保 健会	ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ウ 中長 期的なも の	H17	補助することにより、 学校保健活動の振興	総会・講演会費、幼 小中学校各部会研 究助成費、消耗品費 に使用。	160	160	160	(1)継続 するもの	オ 市が施高 の効果を高 めることを目 的として実金 等交付事業	160
18	学校教育課	丸亀市学校体 育会補助金	丸亀市学校体 育会	ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ソード文	H17	小学校ソフトミニバレーボール大会の開催(県予選)により、体力の増進と競技力の向上を図る。	選手輸送費、施設使 用料、消耗品費に使 用。	299	299	299		オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助事業	299
19	学校教育課	各種競技大会 生徒派遣補助 金	丸亀市立中学 校長会	ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ソード	H16	で学校を代表して四	丸亀市立学校児童 生徒各種大会補助 要綱 交通費(最小限度 額)、宿泊費(要保 護・準要保護生徒に 実費)、器具等搬送 費(実費)を補助。	3,710	4,812	5,733	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助事業	4,300
20	学校教育課	丸亀市中学校 運動部競技力 向上対策事業 補助金	丸亀市中学校 体育連盟	ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ウ 中長 期的なも の	H17	スポーツ教室や対外 練習試合を行うことに より、中学校の競技 力向上と指導者の養 成を図る。	スポーツ教室開催 費、対外練習試合等 派遣補助費、市内 リーグ戦開催費、指 導者養成費に使用。	1,220	1,220	1,220	(1)継続 するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,220

番号	担当課	名称	交付先	補助目的	補助期間区分	問心任由	補助目的	補助内容	補助	金額(千	円)	見直し基	準該当項目	新年度 要求額
<b>TO</b>	担当杯	石柳	又的几	区分	区分	洲如干皮	±⊞ τη Π τη	州助内台	H25	H26	H27		説明	(千円)
21	学校教育課	丸亀市PTA連 絡協議会育成 補助金	丸亀市PTA連 絡協議会	イ 市民等が主 体的自立的に 行うものであっ て行政がその 支援を行うもの	ア 一時 的なもの		通して子どもの周囲 の大人の資質が向上		1,856	1,856	1,856	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助事業 等交付事業	1,856
22	学校教育課	入学金貸付金 利子補給金	貸付対象者	ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ウ 中長 期的なも の		者で、経済的理由に より入学金の支弁が 困難な者に対し、入 学金の貸付けを行う ことにより、教育の機 会均等を図る。	丸亀市入学金貸付 条例に基づき貸し付けた入学金に対する 発生する利子を補 給する。 (貸付額は高等学 校等・1人につき17 万円以内、大学等・1 人につき35万円以 内)	0	0	5	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を育 めることを目 的として実施 する補助事業 等交付事業	150
23	課	丸亀市青少年 健全育成推進 協議会活動運 営			ウ 中長 期的なも の		を推進し、これを市民 運動へと発展させる。	啓発活動用品およ びチラシの作成。	350	350	347	(1)継続 するもの	ウ 他市町と の協議等に より、市の負 担が決定して いる事業等	350

番号	担当課	名称	交付先	補助目的	補助期間区分	問始任度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)		円)	見直し基	準該当項目	新年度 要求額
H 7	三二十	11 ነጥ	文的元	区分	区分	洲如牛皮			H25	H26	H27		説明	(千円)
24	図書館	子どもの本を 読むお母さん の会運営補助 金	子どもの本を 読むお母さん の会	イ 市民等が主 体的自立的に 行うものであっ て行政がその 支援を行うもの	ウ 中長 期的なも の	<b>S</b> 53		団体が行っている講 演会・各種事業等の 活動補助	20	20	20	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助事業	20
25	図書館	図書館うさぎ 運営補助金	図書館うさぎ	イ 市民等が主 体的自立的に 行うものであっ て行政がその 支援を行うもの	ウ 中長 期的なも の			演会・各種事業等の 活動補助	20	20	20		オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助事業	20
26	学校給食センター	学校給食会補 助金		ア 行政がその 責任において 保護奨励すべ きもの	ソーサ長	S46	基づき、学校給食の 充実発展と円滑な運 営に協力し、もって学	学校給食物資の調 達及び学校給食食 施園・校への新業を の請求等の事業を 実施する学校給食 会の運営に関する 経費、主に給食会職 員の人件費である。	9,268	9,242	11,363		エ 行政を達成では 実施を はいます できない 大変 できる	10,656